

障害の程度

感染救済給付(障害年金、障害児養育年金)の対象となる障害の程度は、次のように定められています(独立行政法人 医薬品医療機器総合機構法施行令)。

障害の程度

| 等級 | 障害の状態 |
|----|--|
| 1級 | <ol style="list-style-type: none">両眼の視力の和が0.04以下のもの両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの両上肢の機能に著しい障害を有するもの両下肢の機能に著しい障害を有するもの体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |
| 2級 | <ol style="list-style-type: none">両眼の視力の和が0.08以下のもの両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの平衡機能に著しい障害を有するもの咀嚼の機能を欠くもの音声又は言語機能に著しい障害を有するもの一上肢の機能に著しい障害を有するもの一下肢の機能に著しい障害を有するもの体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

【備考】

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。

＜注＞一般の方にわかりやすく説明すると

1級

「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの。例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行って